

練馬区長 前川燿男 様

2025 年 10 月 28 日

2026 年度練馬区予算に対する要望書

子育てや介護、地域や生活の課題など生活者の視点で区政をチェックし、日ごろの活動で寄せられた区民の声を 2026 年度練馬区予算に対する要望としてまとめました。

ご検討いただきますよう、よろしくお願いします。

生活者ネットワーク
山崎まりも やない克子

生活者ネットワーク 2026年度予算要望 重点項目

○安心して暮らしつづけられるまち 4

2024 年度の介護報酬改定により、訪問介護の基本報酬が引き下げられた。この改定は特に地域に根差した小規模の訪問介護事業者の経営に大きな影響を与えている。核家族や共働きが増えるなか、「介護の社会化」はこれまで以上に重要になっている。きめ細やかに利用者のニーズに対応している小規模な訪問介護事業所の危機は「家族介護」への回帰になりかねない。事業者の経営実態を把握し、区独自の財政支援を検討すること。さらに、小規模事業者に対する財政支援などの経営改善策を国に要望すること。

○安心して暮らしつづけられるまち 9

福祉専門職等が関わらないケースの個別避難計画書の更新について、積極的に周知すること。また、予てから課題になっている避難支援者の不足に対策を講じること。

○子ども・若者が希望を持てるまち 17

文京区の b-lab のような、Wi-Fiや電源、音楽スタジオを備えるなど、中高生の多様なニーズに応え中高生が自らの興味や関心に基づいて活動できる専用空間を作ること。

○子ども・若者が希望を持てるまち 29

学校給食の白衣の取扱いなど、「香害」についての相談には個別に対応しているが、問い合わせや苦情が後を絶たない。定期的に児童生徒や保護者への周知を徹底すること。「日本臨床環境医学会」と「室内環境学会」が全国約 1 万人の児童生徒を対象に実施した「子どもの『香害』および環境過敏症に関する実態調査」の結果、小中学生の約 10%が「香害による体調不良あり」と回答、年代が上がるにつれて増える傾向にあることが明らかになってさらに、約 2%は香害のために不登校傾向にあるとのことである。保健調査票に香害を含む化学物質過敏症に関する記述を加え、現場対応の参考とすること。

○自然と共生するまち 32

練馬区役所プラスチック削減指針では「練馬区の事務事業におけるプラスチック削減に関する基本的な事項を定めることにより、区が率先してプラスチックごみの発生を抑制することを目的とする」と示されている。

区が使用する窓あき封筒をすべての部署で紙製に変更するなど、プラスチック削減を徹底すること。また、区が関連する地域の会議やイベントではペットボトルが使われている。職員に対して指針の周知を徹底すること。

○自然と共生するまち 37

加速する地球温暖化の対策に樹木は CO₂ を吸収し、地面は熱を吸収する意味で、見た目ではなく量として重要。無理だからと諦めず、みどり 30 の目標をめざす意識を区民と共有し、保全に取り組むこと。

○地域から平和を 47

多くの区民が集まる場で「非核都市練馬区宣言」を共有することは重要。平和記念コンサートで宣言を読み上げる、宣言を掲げてある場所の周知など、積極的に反戦平和を発信すること。

生活者ネットワーク 2026年度予算要望

2026年度予算要望

安心して暮らしつづけられるまち

1	男女共同参画に関する政策のみならず、全ての政策において男女平等は求められ、政策の必要性を裏付けるためにデータは不可欠である。 国の第5次男女共同参画計画では、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計が必要なので各種統計の整備状況を調査し、結果を公表するとしている。さらに、現在審議中の第6次計画の基本的な考え方でも、「政策の立案に際しては、可能な限り男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計、いわゆるジェンダー統計等を活用する」としている。 第6次練馬区男女共同参画計画では、ジェンダー平等に関する情報発信が重要施策に位置付けられ、「アンコンシャスバイアス」についてのコラムも掲載されているのに、ジェンダー統計の必要性について触れられていないのは極めて不十分。ジェンダー統計を徹底し、全ての施策をジェンダー主流化の視点で検討し、ジェンダー統計は公開すること。また、障害者基礎調査、高齢者基礎調査においても男女別のデータを掲載すべきである。
2	区は、学校や介護、障害福祉などの関係機関、子ども家庭支援センターや総合福祉事務所、生活サポートセンター等のどの相談窓口でも課題を受け止め、子育て、高齢者介護、生活困窮など、複合的な課題に対応できるよう連携して、本人のみならず家庭の状況に応じた支援を行っているとのことだが、それぞれの部署・機関での対応が当事者にとって最適になるためには、区のケアラー支援の基本姿勢が明確になっていることが何より重要であると考えます。 区のトップが代わっても基本姿勢に基づいた施策を推進するために、ケアラー支援条例の制定を検討すること。
3	区は介護保険の保険者として、全国市長会を通じ、自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過度とならないよう国費負担の割合を引き上げることがを要望しているとのことだが、引き続き取り組むこと。また、訪問介護の基本報酬を早急に引き上げるよう、強く国に求めること。
4	2024年度の介護報酬改定により、訪問介護の基本報酬が引き下げられた。この改定は特に地域に根差した小規模の訪問介護事業者の経営に大きな影響を与えている。核家族や共働きが増えるなか、「介護の社会化」はこれまで以上に重要になっている。きめ細やかに利用者のニーズに対応している小規模な訪問介護事業所の危機は「家族介護」への回帰になりかねない。 事業者の経営実態を把握し、区独自の財政支援を検討すること。さらに、小規模事業者に対する財政支援などの経営改善策を国に要望すること。
5	ネットカフェに寝泊まりをしながら不安定就労や離職状態にある方に一時住宅を提供し、生活再建をサポートする「東京チャレンジネット」について、練馬区内の一時住宅を利用したものの定められた期間内に転宅に必要な資金を積み立てることができず、期間を満了して退去、住まいを失い再びネットカフェや寮付きの仕事を転々とされているというケースが少なくない。 期間を迎え転宅に至らず一時住宅から退去する際に、福祉事務所や生活サポートセンターに対して東京チャレンジネットから情報提供を行うなどの連携の仕組みはないと聞いている。 東京都福祉局、東京チャレンジネットとの連携を進め、切れ目のない支援に取り組むこと。
6	本年3月、練馬区と隣接する西東京市の商業ビル駐車場において、有機フッ素化合物であるPFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)を含む泡消火剤が流出する事故が発生した。都が周辺の井戸を調査したところ暫定基準値を超過していないがPFOSおよびPFASが検出された。 今後同様の事故を回避するために、PFOS等を保有している可能性がある事業者に対して、区として、積極的に水質汚濁防止法に基づく届け出義務や都が実施する「PFOS等含有消火薬剤の転換促進事業」等の周知を徹底すること。
7	高齢者や障害者など特に配慮が必要な方が避難所で就寝する際の負担を軽減するためにも、断熱性やクッション性に優れた災害時用エアーマットを少なくとも、全避難拠点に、想定備蓄物資一覧に記載されている700人に対して少なくとも1割の備蓄を求める。

8	武蔵野市が携帯トイレを配布した際利用者のアンケートを収集しているように、イベントなどで携帯トイレなど災害用の備品を区が配布した際には、使用した感想などのアンケートをハガキ・SNSなどで集約することで、携帯トイレの使用方法や個人の備蓄の周知・啓発を促すこと。
9	福祉専門職等が関わらないケースの個別避難計画書の更新について、積極的に周知すること。また、予てから課題になっている避難支援者の不足に対策を講じること。
10	想定外の備えとして、避難拠点の備蓄品に粉ミルク、哺乳瓶があると同様に母乳を与える母親に配慮するためにも授乳ケープの備蓄をすすめること。
11	能登半島地震の際でも、民間団体や自治体所有のトイレトレーラーを活用していた。イベント時の利用など平時の活用も視野に入れて区としてトイレトレーラーの所有を検討すること。
12	路線バスやみどりバスの廃止、減便などで区民の生活に影響が出ている。高齢化の進展や生産年齢人口の減少による人手不足など、都市部においても公共交通の課題は深刻である。2026年度策定予定の地域公共交通計画に基づき国に財政支援を求め、区内の公共交通空白地域の解消に取り組むこと。
13	自転車駐輪場の2段式ラックは重く、特に女性には上に持ち上げるのが大変。混んでいる時間帯は下の段は空きがないことが多い。機会を捉えて水平で自転車を置いてから上に持ち上げるタイプなど、新しいものに更新することを求める。

子ども・若者が希望を持てるまち

14	区は「大綱や計画に基づく施策を着実に実施することを通して、子どもの権利擁護を図っている」と言うが、それは大人の言い分であり、大綱や計画は普遍的なものではなく、子ども自身が自分たちに権利があることを常に意識する道具にはならない。 現在、十分に子どもの権利が守られていない現状がある。 全ての施策を進める際に全庁的に役職や時間の経過にかかわらず、子どもの権利が守られていくよう、区の「子どもの権利条例」を制定すること。
15	学校はもとより、学校以外でも児童館や区の催しなどで「子どもの権利」について学ぶ場を作ること。
16	子どものSOSを受けとめ、人権擁護、救済のために調査権・勧告権をもつ第三者機関としての子どもの人権オンブズパーソンを設置すること。
17	文京区のb-labのような、Wi-Fiや電源、音楽スタジオを備えるなど、中高生の多様なニーズに応え中高生が自らの興味や関心に基づいて活動できる専用空間を作ること。
18	教員と児童生徒がゆとりをもって向き合える時間を確保していくとのことだったが、改善されたとはいえない状況。 「児童生徒が先生と話したいと思える環境にない」という課題の解決に向けた取り組みを急ぐこと。
19	学校が居心地の良い場所となることのヒントとして校内別室の運営を充実させ、研究すること。
20	インクルーシブな運営をしている区立幼稚園の3年保育化を早期に進めること。
21	今年度、年に一度中学二年生に行われるている人権を基盤とした、包括的な性教育は、小学生を含め年齢に応じて継続的に学ぶプログラムとして開発・実施すること。
22	いまだに校長が差別的行動をとっている事例もある。障害者差別解消法や障害者権利条約が定めている通り「障害」を理由とした差別は許されないこと、学校には「障害」児に合理的配慮を提供する義務があることが現場に周知徹底されていない。教職員にさらなる周知・徹底すること。
23	障害児(医療的ケア児含む)が保護者の付き添いや介助なしで学校生活、学校行事に参加できるよう配慮すること。

24	障害当事者および保護者や支援団体の要望については、区の対応が不十分なので丁寧に聞きとり検討すること。
25	学童クラブを利用している医療的ケア児が小学校を卒業した後も本人や保護者が希望する場合、引き続き利用を認めるなど、ニーズに応じた対応を検討すること。
26	生産者との協働で、可能な限り学校給食に有機無農薬食材を使用することを目的に、まずは「顔を思い浮かべられる、作り手のことがわかって食べる」ことができるよう、生産者と栄養士・調理師・子どもたちがつながる機会をさらに増やすこと。
27	遺伝子組み換えは表示の仕方が変わったことも合わせて、学校給食では使用しないことをあらためて周知すること。また、ゲノム編集食品についても学校給食では使用しないことを周知すること。
28	学校の教室の最上階の天井のみならず、体育館・窓サッシなどの「断熱対策」を進めること
29	学校給食の白衣の取扱いなど、「香害」についての相談には個別に対応しているが、問い合わせや苦情が後を絶たない。定期的に児童生徒や保護者への周知を徹底すること。 「日本臨床環境医学会」と「室内環境学会」が全国約1万人の児童生徒を対象に実施した「子どもの『香害』および環境過敏症に関する実態調査」の結果、小中学生の約10%が「香害による体調不良あり」と回答、年代が上がるにつれて増える傾向にあることが明らかになってさらに、約2%は香害のために不登校傾向にあるとのことである。保健調査票に香害を含む化学物質過敏症に関する記述を加え、現場対応の参考とすること。
自然と共生するまち	
30	公募区民や団体、事業者、学識経験者による会議では、ある程度意見が限られる。 無作為抽出の市民会議は「課題そのものを初めて知った」という市民もいて、より新しい視点での多様な意見が期待される。 試行として気候市民会議の開催を検討すること。
31	東京電力福島第一原発事故から14年になるが、未だに帰還困難区域があり、事故はまだ収束していない。能登半島地震においても原子力発電の災害リスクに対応できていないことが明らかになった。 しかし国の第7次エネルギー基本計画では原発回帰の計画が示されている。 地震が頻発し、南海トラフ地震の起きる可能性が高まっている状況で、原子力発電の再稼働はあり得ない。 区民の安全な暮らしに関わるエネルギーについて国任せにせず、電力の大量消費地である東京都の基礎自治体として原子力、石炭火力は2030年にはゼロ、2050年には再生可能エネルギーを100%にするよう求めること。 また、区は区立施設や区立の小中学校への実質再生可能エネルギー100%の導入は一步前進と考えるが、実質再エネには原発や石炭火力も含まれている。今後再生可能エネルギー100%の電力導入に向けて努力すること。さらに原発ゼロ、を掲げ、区民への意識啓発をすすめること。
32	練馬区役所プラスチック削減指針では「練馬区の事務事業におけるプラスチック削減に関する基本的な事項を定めることにより、区が率先してプラスチックごみの発生を抑制することを目的とする」と示されている。区が使用する窓あき封筒をすべての部署で紙製に変更するなど、プラスチック削減を徹底すること。また、区が関連する地域の会議やイベントではペットボトルが使われている。職員に対して指針の周知を徹底すること。
33	区立施設の飲料自動販売機は来館者の利便性や災害時の飲料確保等を理由に必要と考えているが、CO2削減の視点で設置数の削減を検討すること。 マイボトル対応給水機は全区立施設に設置するよう引き続き取り組むこと。また、千葉県佐倉市の事例等を参考に、街中の給水スポット設置を検討すること。

34	第4次一般廃棄物処理基本計画において「レジ袋の削減や過剰包装の抑制など、販売店における簡易包装の促進を呼びかけます」と示している。 第5次計画策定に向けて、スーパー等のプラスチック容器包装について、区民意識意向調査等の質問項目として取り上げること。
35	人工芝の素材はプラスチックで、環境汚染の大きな要因となっている。区内施設における人工芝の使用をやめること。
36	学校給食の牛乳は紙パックからびんに戻すよう検討すること。もしできないのであれば、ストローの廃止、または生分解性のストローにし、そのことを周知すること。
37	加速する地球温暖化の対策に樹木はCO2を吸収し、地面は熱を吸収する意味で、見た目ではなく量として重要。無理だからと諦めず、みどり30の目標をめざす意識を区民と共有し、保全に取り組むこと。
38	環境問題に取り組む区民との協働で、子どもたちとともにみどりの保全や生き物調査など、地域での環境学習の場をつくるよう区が支援すること。 また、その一例として、可能な限り樹木名を表記した名札を作成し、樹木に取り付けるよう検討すること。 中里郷土の森のような取り組みをさらに広げること。
39	ビル風、コンクリートの反射熱、雨水の川への流れ込みによる増水など、開発優先で自然環境を破壊するようなまちづくりは進めないこと。
40	雨水タンクを現在設置している場所に関しては活用状況を把握し、適切に活用できるように意義も含め助言すること。
大事なことは市民が決める	
41	事業計画等の施策の素案に対するパブリックコメントに寄せられた異論などが、どのように取り扱われ議会に諮るのか、その間の経過の情報を公開すること。
42	複雑な社会保障制度の仕組みや働く時のルール等について児童生徒が学ぶ機会をつくり、労働と社会保険の専門家である社会保険労務士会と連携してすすめること。
43	マイナンバーカードの取得は任意であるのに、国民皆保険制度の下、国が健康保険証の発行を停止しマイナ保険証に一元化することは問題である。マイナ保険証に一元化せず、現行の保険証を引き続き更新して使用できるよう国に求めること。
44	郵便投票は一定の障害がある・要介護5など対象が限定的である。現行の対象になっていなくても、介助が必要で移動が困難など投票所に行くことができない方は多く、また選挙で投票に行くお年寄りや障害者の負担も大きい。有権者の投票する権利を保障するためにも公職選挙法の郵便投票の利用条件について見直す法改正を国に求めること。また、茨城県知事選や山間部の自治体で導入されている移動期日前投票所(巡回させるバスやタクシーの車内を仮設の投票所に見立た期日前投票所)のような移動期日前投票所の開設を検討すること。
地域から平和を	
45	憲法や平和について教科の中だけでなく、あらゆる場において学び、意識する機会をつくること。
46	愛国心は強制されて育つものではないので、式典などで国旗に対する礼や国家斉唱を強制しないこと。
47	多くの区民が集まる場で「非核都市練馬区宣言」を共有することは重要。平和記念コンサートで宣言を読み上げる、宣言を掲げてある場所の周知など、積極的に反戦平和を発信すること。